

第30回総合リハビリテーション研究大会

30th National Rehabilitation Conference

～総合リハビリテーションの30年とこれからの展望～

抄 録 集

と き 2007年10月19日(金)・20日(土)

ところ 日本青年館 国際ホール

主 催 第30回総合リハビリテーション研究大会実行委員会
財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

後 援 (順不同)

内閣府、厚生労働省、文部科学省、東京都、社会福祉法人全国社会福祉協議会、
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、日本障害フォーラム

お知らせとお願い

受付時間 10月19日（金） 午前9時20分より
10月20日（土） 午前9時20分より

会場案内 大会プログラム : 3階国際ホール
懇親会（1日目夕方） : 4階宴会場

名札 大会参加中は、常にご着用ください（懇親会を含む）。
2日間とも参加される方は、1日目（19日）の終了後は名札をお持ち帰りいただき、2日目（20日）の入場時に受付にて名札をご提示ください。
なお、お帰りの際に、受付にて回収させていただきます。

同時通訳レシーバー（1日目午後のみ使用）

会場内の机に置いてあるものをご利用ください。
プログラム終了後は、会場外に持ち出さず、そのまま机に置いてご退場ください。

喫煙 会場内はすべて禁煙です。喫煙は喫煙コーナーにてお願いします。

手荷物等 クロークは設けておりませんので、手荷物等は各自でお持ちください。

昼食 1階のレストラン、または周辺の飲食店をご利用ください。

情報保障等 手話通訳・要約筆記 : ご要望に応じて2日間とも配置します。
点字資料・電子資料 : ご要望の方に配付しております。

報告書 本研究大会の報告書は、後日参加者に郵送いたします。

プログラム

10月19日(金)

開会あいさつ 9:50

金田 一郎 (日本障害者リハビリテーション協会会長)

寺尾 徹 (厚生労働省 障害保健福祉部 地域生活支援室長)

【1】 基調講演 10:00~10:40

上田 敏 (日本社会事業大学 客員教授)

日本障害者リハビリテーション協会 顧問)

【2】 記念講演 10:40~12:00

フェデリコ・モンテロ (コスタリカ)

(前 WHO 障害とりハビリテーション部 部長)

一昼休み

【3】 シンポジウム 13:00~16:30

「次世代のリハビリテーションへ向けて」

コーディネーター 寺山 久美子 (帝京平成大学健康メディカル学部 教授)

シンポジスト 上田 敏 (日本社会事業大学 客員教授)

フェデリコ・モンテロ (前WHO)

藤井 克徳 (日本障害者協議会 常務理事)

松井 亮輔 (法政大学現代福祉学部 教授)

松矢 勝宏 (目白大学人間学部 教授)

【4】 懇親会 17:00 ~18:30 (会費制)

10月20日(土)

【5】 リレー討論 10:00 ~ 15:00

テーマ「最先端の取り組みを繋ぐ」

座長 伊藤 利之（横浜市リハビリテーション事業団 顧問）
寺島 彰（浦和大学総合福祉学部 教授）

（１）「総合リハビリテーションの実現に I C F をどう活かすか？
～『生きることの全体像』についての『共通言語』～」
大川 弥生（国立長寿医療センター研究所 生活機能賦活研究部 部長）

（２）「障害者権利条約、わが国の課題
～権利条約を障害者権利確立のテコに～」
尾上 浩二（D P I 日本会議 事務局長）

（３）「ユニバーサルデザインを、アクセシブルデザインで」
星川 安之（共用品推進機構 専務理事）

ー昼休みー

（４）「障害のある方の就労を支えるために ～関係機関の連携～」
崎濱 秀政（障害者就業・生活支援センター「ティード&チムチム」所長）

（５）「特別支援教育の可能性と課題
～国際的標準としてのインクルーシブ教育とわが国の方向性～」
岡 典子（東京学芸大学 特別支援科学講座 准教授）

（６）「当事者の視点から
～リハビリテーションからコミュニケーションへ～」
伊藤 知之（浦河べてるの家）

【6】 総 括 15:00～15:30

伊藤 利之 （リレー討論 座長）
寺島 彰 （リレー討論 座長）
山内 繁 （実行委員長 早稲田大学人間科学学術院 特任教授）

閉会の言葉 15:30～15:40

松井 亮輔 （総合リハビリテーション研究大会常任委員長
日本障害者リハビリテーション協会副会長）
関 宏之 （広島国際大学大学院医療福祉学部教授、次回大会開催準備責任者）

[1] 基調講演

日本のリハビリテーション

～この30年をふりかえり、今後の方向を考える～

講 師：上田 敏

(日本社会事業大学 客員教授、日本障害者リハビリテーション協会顧問)

日本のリハビリテーション

～この30年をふりかえり、今後の方向を考える～

上田 敏

(日本社会事業大学客員教授、日本障害者リハビリテーション協会顧問)



上田 敏 略歴

日本社会事業大学社会事業研究所客員教授

(財)日本障害者リハビリテーション協会 顧問 (元副会長)

リハビリテーション・インターナショナル (RI) ナショナル・セクレタリー

東京大学医学部卒業後、浴風会病院にて高齢者のリハビリテーションを開始。

1964年よりニューヨーク大学リハビリテーション医学研究所に留学。

帰国後、東大病院リハビリテーション部専属医を務め、1984年に東京大学教授、リハビリテーション部部長に就任。

86年～87年には日本リハビリテーション医学会会長を務め、1987年第24回日本リハビリテーション医学会を主宰した。

東京大学定年退官後は、帝京大学教授、附属市原病院リハビリテーション科科長、帝京平成大学教授、福祉情報学科長を歴任。97年～99年には国際リハビリテーション医学会会長を務め、1997年第8回国際リハビリテーション医学会を主宰。

総合リハビリテーション研究大会30回の歩み

総合リハビリテーション研究大会は1977年9月に「リハビリテーション交流セミナー」として始まった。趣旨は、障害者の生活・人生（今ならば「生活機能」）の向上のために、医療だけでなく、職業・社会・教育その他の協力による、総合的なリハビリテーション（以下リハと略）を、従事者間の交流・協力によって実現していこうというものであった。

提案者は職業リハの先駆者の一人の小川 孟（はじめ）さんであった。十数人の発起人が予定の会費を出し合って資金をつくり、「手作り」で準備した第1回から、1987年に「総合リハビリテーション研究大会」の形となったのを含め、全30回の開催地は、東京13回、大阪3回、横浜、神戸各2回、福岡、仙台、札幌、北九州、名古屋、岡山、神奈川、高知、埼玉、那覇各1回というように、全国各地にわたっている。このように各地で開くことで、全国的な交流だけでなく、その土地土地のネットワークが強化された。また専門家の交流だけでなく、障害者本人・家族が積極的に参加する場となってきたのも特色である。

日本と世界のリハビリテーションの歩み

日本のリハビリの歩みを巨視的にみると、まるで人の一生のように、対象が小児から青年へ、そして成人から高齢者へと重点を移してきたことに気づく。すなわち明治 11 年の盲聾啞学校に始まる「特殊教育」、昭和初年の高木憲次氏による「肢体不自由児の療育」、戦時中に始まり戦後に急速に発展する切断・脊髄損傷などの青年層のリハビリ、そして戦後の 1960 年代からの脳卒中を始めとする成人・高齢者のリハビリである。いずれも世界の情勢にも敏感に反応しつつ、日本の現在の課題に答えようとする先人たちの努力の跡であった。

過去 30 年の日本の社会・経済情勢は、少子高齢化がますます進行するなかで、バブル経済とその破綻、累積する財政赤字、「英米に 20 年遅れの新自由主義改革」の結果としての格差の増大が種々の問題を生み出してきた。なかでもリハビリ全体に関係するものとして、介護保険（2000）とその改正（2006）、障害者自立支援法（2006）の影響が大きい。

国際的には国際障害者年（1981）、世界行動計画（1982）、国連障害者の十年（1982-）、機会均等化に関する標準規則（1989）などが重要な背景となってきた。特にこのたびの障害者権利条約（2006）が「権利」の視点を明確に打ち出したことは大きな意義をもつ。

しかし思想的・理念的な根本的な変革は、国際生活機能分類（ICF、2001）によって深く静かにもたらされた。国際障害分類（ICIDH、1980）が障害のみを問題にしていたのに対し、ICF は障害を生活機能というプラスの中に位置づけて捉え、障害者のプラスの面に注目しつつ、「医学モデル」にも「社会モデル」にも偏らない統合的な視点を明確にした。それによって ICF は「すべての人のため」の「共通言語」「協業のツール」となった。

教育分野（障害児教育、特別支援教育）の動き

障害児の就学義務化（1979）以来、インテグレーション・インクルージョンの思想に立った統合教育、通級制などの実践が進展してきた。さらに学校教育法の大改革（2006）によって、これまでの特殊教育が「特別支援教育」へと発展し、本 2007 年 4 月からは、これまで盲、聾啞、養護（知的、肢体）に分かれていた学校がすべて統合されて「特別支援学校」となること、対象の拡大（発達障害等）など、大激動のさなかにある。

医療分野の動き

1960 年代に各地に生まれたりハビリ病院はほとんどが温泉地に立地していた。「利用者を地域社会から引き離さず、地域の中でリハビリを行うべき」という考え方から、1980 年代から「居住地近接型リハビリ」が増加してきているが、それにもまだ問題は多い。

加えて最近のわが国の医療は超高齢化の圧力と入院期間の短縮、「社会的入院」の解消、在宅医療の拡大、患者の権利の尊重という社会的・行政的要請との狭間に悩んでいる。

医学的リハビリも短期の急性期リハビリと数ヶ月の集中的リハビリを病院（医療保険給付）で行い、それ以後は介護保険の通所あるいは訪問リハビリで行う方針が推進され、一部では摩擦も呼んでいる。「介護予防」も関連深い重要な課題となっている。医療と介護との連携、そしてこの両分野での、「活動」向上を短期間で実現する技術の普及・向上が大きな課題である。

職業リハビリ分野の動き

ほぼ 30 年前（1976）に身体障害者雇用促進法（1960）の大幅改正で障害者雇用が義務化された。これは 1987 年には障害者雇用促進法となって知的障害者も対象に含め、さらに 1997 年の改正で精神障害者にも拡大された。雇用率も徐々に引き上げられ、1998 年以来一般企業 1.8%、国・地方自治体 2.1%となっており、雇用への大きな圧力となっている。

一般雇用が困難な障害者のための福祉的就労の場である共同作業所の全国連絡会（現きょうされん）が結成されたのは奇しくも正に30年前（1977）であった。その前から授産施設（1950-）、福祉工場（1972-）などの就労の制度はあったが、それらに受け入れられない障害者のために民間や自治体による小規模作業所が大きな役割を果たしてきている。

社会リハ分野の考え方

「社会リハ」は「社会生活力向上の過程」（RI社会委員会、1986）と定義されているが、「社会生活力向上」が究極目標であることの確認は重要として、過程の具体像については述べられておらず、「障害者福祉」という、現に存在し多くの従事者がいるサービスとの関係も明確でない。私見では「障害者福祉等の各種制度を利用者が的確に利用できるように支援し、それを通じて社会生活力の向上をめざす」のがサービスとしての社会リハの具体的なあり方ではないかと思われる。障害者福祉の中で「保護ではなく自立への支援」という姿勢をつらぬくことが社会リハではないかという視点からこの問題を考えてみたい。

今後の方向－当事者の自己決定権発揮を専門性で支えるリハビリテーションへ

リハとは本来「人間らしく生きる権利の回復」という、権利性の強い事業であり、障害者の自己決定権を支える自己決定能力の向上のための、当事者と専門家との共同作業である。専門家の支援が時に支配・抑圧に墮す危険があることは事実で、それには常に自戒し、批判を歓迎しなければならない。また専門家が当事者に学ぶことは多く、たとえばピア・カウンセリングとリハとの協働があってもよい。しかし、結局のところ専門家の専門知識・技術は障害者のために不可欠である。今後の方向は当事者の自己決定権の発揮を我々の専門性で支えるリハであり、それができるような真のプロフェッショナルリズムの涵養である。

[2] 記念講演

リハビリテーションの世界的発展：新しいパラダイム
Global Development of Rehabilitation : New Paradigm

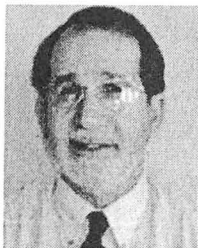
講師：フェデリコ・モンテロ

(前 WHO 障害とリハビリテーション部 部長)

リハビリテーションの世界的発展：新しいパラダイム

Global Development of Rehabilitation : New paradigm

フェデリコ・モンテロー
(前 WHO 障害とりハビリテーション部 部長)



フェデリコ・モンテロー

コスタリカ生まれ。

前・世界保健機関（WHO）障害とりハビリテーション部 部長。

現在は、コスタリカ国立リハビリテーションセンターの外来部長を務める。

ご自身も、車いすの利用者である。

自国で開業医を務めたあとイギリスに渡り、国立脊髄損傷センター、リバーミード・リハビリテーションセンター、その他で勤務。

コスタリカに帰国後、国立リハビリテーションセンターに勤務。国内で最初の脊髄損傷部門を組織し、責任者を務めた。また、二分脊椎症、褥瘡の外来クリニックの組織と調整、あらゆる障害と年齢の人を対象としたリハマネジメントの活動に積極的に携わった。

リハビリテーションセンター勤務の傍ら、全国障害者協議会の会長、障害者人権フォーラムの創立メンバー、ラテンアメリカリハビリテーション医学協会の会長、雑誌「パラプレジア」の編集委員など、障害とりハビリテーションに関わるその他の活動も歴任。

[3] シンポジウム

「次世代のリハビリテーションへ向けて」

コーディネーター 寺山 久美子 (帝京平成大学健康メディカル学部 教授)

シンポジスト 上田 敏 (日本社会事業大学 客員教授)

フェデリコ・モンテロー
(前WHO 障害とリハビリテーション部 部長)

藤井 克徳 (日本障害者協議会 常務理事)

松井 亮輔 (法政大学現代福祉学部 教授)

松矢 勝宏 (目白大学人間学部 教授)

シンポジスト プロフィール

◆ 寺山 久美子

帝京平成大学健康メディカル学部教授・学部長兼作業療法学科長、健康科学研究科主任教授、健康メディカルセンター長。東京都立保健大学名誉教授。大阪河崎リハビリテーション大学客員教授。

東京大学医学部衛生看護学科卒業後、看護師、保健師、作業療法士の実践を経て、医学博士号を取得。武蔵野日赤病院、整肢療護園、東京大学医学部付属病院、東京都心身障害者福祉センターでの障害児者のリハビリテーション・作業療法の臨床業務・管理業務に携わる。その後、東京都立医療技術短期大学教授、同作業療法学科長、東京都立保健科学大学教授、同作業療法学科長、同大学院保健科学研究科客員教授、桜美林大学大学院老年学専攻非常勤講師を歴任。1991年～2000年まで（社）日本作業療法士協会会長を務める。

◆ 藤井 克徳

日本障害者協議会常務理事。きょうされん常務理事。日本障害フォーラム（JDF）幹事会議長。

1970年より都立小平養護学校（肢体不自由）に勤務。その傍ら、共同作業所全国連絡会（現：きょうされん）の事務局長に就任。同養護学校教諭退職後、あさやけ第二作業所（精神障害者共同作業所）所長に就任。

その後、第二リサイクル洗びんセンター（精神障害者通所授産施設）施設長、きょうされん常務理事に就任。埼玉大学教育学部非常勤講師を歴任。

その他現職として日本精神衛生会理事、日本精神保健福祉政策学会常任理事など、役職多数。

◆ 松井 亮輔

法政大学現代福祉学部教授。日本障害者リハビリテーション協会副会長。

米国ノースイースタン大学大学院リハビリテーション・アドミニストレーション研究科修了。

社会福祉法人日本キリスト教奉仕団アガペ身体障害者作業センター所長、独立行政法人雇用・能力開発機構・職業能力開発総合大学校福祉工学科教授、国際労働事務局（ILO）、アジア太平洋地域担当職業リハビリテーションアドバイザー、独立行政法人高齢・障害者雇用・支援機構審議役（国際協力担当）、北星学園大学社会福祉学部教授などを経て現在に至る。

◆ 松矢 勝宏

目白大学人間学部教授。東京学芸大学名誉教授。全日本特別支援教育研究連盟理事長代行。日本発達障害福祉連盟理事。労働政策審議会雇用分科会委員。

専攻は障害教育福祉学。東京教育大学大学院教育研究科博士課程退学後、大正大学文学部専任講師として、障害者福祉論と児童福祉論を担当。その後、東京学芸大学に移籍、障害児教育教員養成に従事しながら、障害のある人々のライフステージに対応した教育・福祉・労働等の総合的な支援の在り方に関心を寄せ活動してきた。養護学校の進路指導担当教員と個別移行支援計画の開発と実践研究を進め、また企業の障害者雇用の担当者等との協力を得て、NPO法人障害者就業生活支援開発センターGreen Work 21を設立し現在に至る。

次世代のリハビリテーションへ向けて障害分野を拓くために いかに貢献できるか

藤井 克徳（日本障害者協議会 常務理事）

1. わが国の障害分野の実態をどうみる

- 1) 政策水準を問う4つの観点
- 2) 看過できない現象
- 3) 決定的な欠陥
- 4) 財政上の不備（予算分配率の低さ）

2. 「リハビリテーション」が築いてきたもの（到達点）

- 1) 障害観、実践観に新たな地平
- 2) 政策形成に当たっての理論的な役割
- 3) 技術面・技能面の進化（専門職領域の確立を含めて）
- 4) 領域間連携に新たな視点と方向

3. 障害分野をめぐる新たな潮流

- 1) 国際的な主要な動向
 - A, 障害者権利条約の採択
 - B, 障害者差別禁止法の制定の広範化
- 2) 国内の主要な動向
 - A, 蛇行状態に入った障害者自立支援法と新たな実体法の模索
 - B, 社会保障政策の劣化の顕在化

4. わが国の障害分野の近未来をどう描く

- 1) 基幹的な政策課題の具現化（立法体系の整備を中心に）
- 2) 基礎データの収集・集積
- 3) 製作形成過程の転換
- 4) 障害団体・運動の役割増

5. リハビリテーション分野の課題

- 1) 推進にあたっての体制整備（資料・情報収集の一元化、研究体制、国際交流等）
- 2) 「人づくり」の方法論の創造
- 3) 研究職に求められるもの
- 4) 現場に求められるもの

むすび

職業リハビリテーション分野での 30 年の変化と今後の課題

松井 亮輔（法政大学現代福祉学部 教授）

はじめに

職業リハビリテーション分野でこれまでの 30 年間にどのような変化があったのか、また今後取り組むべき課題はなにかについて、一般就労、福祉的就労および福祉的就労から一般就労への移行支援の 3 つの側面から考える。

1. 一般就労

（1）対象者の変化

一般就労の対象は、（重度）身体障害から知的障害や精神障害、最近では高次脳機能障害や発達障害のある人たちなどにもひろがってきている。

（2）企業サイドの変化

中小企業での障害者雇用が減少する一方、特例子会社制度やトライアル雇用制度などの活用を通して、大企業での障害者雇用が増えてきている。

また、製造業での障害者雇用が減少する一方、サービス産業など、第三次産業分野での障害者雇用が増えてきているが、雇用率制度対象企業全体としては、いまだ法定雇用率は未達成。

（3）就労形態の変化

一般労働者の雇用形態の変化にも連動し、パートタイム、嘱託や派遣社員など、非正規雇用や在宅就労が増えている。それに伴って障害者雇用も不安定化の傾向が見られる。

2. 福祉的就労

（1）対象者の変化

一般就労同様、（重度）身体障害者にくらべ、（発達障害者も含む）知的障害者や精神障害者が増えている。

（2）通所型施設の増加

入所型授産施設が減少傾向にあるのに対し、通所授産施設や小規模作業所など、通所型施設が大きく増えている。

（3）低水準にとどまる移行率

障害者雇用施策の進展にもかかわらず、福祉的就労から一般就労への移行率は、年間 1 % 前後にとどまっている。

（4）かわらない低い賃金水準

（福祉工場を除く）授産施設における工賃は、平均 1 ～ 2 万円台にとどまっている。企業で雇用されている障害者のそれとくらべ、その水準はきわめて低い。

3. 福祉的就労から一般就労への移行支援

（1）施設内支援から職場内支援へ

施設内での訓練からジョブコーチや施設外授産など、職場に出向いての訓練や支援へ。

（2）施設内訓練からひらかれた地域内訓練へ

地域の企業や NPO などを活用して実施される多様な委託訓練が増えている。これは、従来のように、特定の施設内での限定された訓練から、地域にあるさまざまな資源をコーディネートしながら、多様な訓練を展開する試み。

(3) 就労と生活両サイドからの支援へ

就労支援と生活支援を並行して実施する、障害者就業・生活支援センターなど

(4) 障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業の制度化

(5) 就労移行支援に携る専門職として障害者職業カウンセラーの養成・配置

いまのところジョブコーチも含め、それ以外の就労支援ワーカーの専門職としての位置づけは弱い。

4. 今後の課題

障害者にとって「ひらかれた、インクルーシブで、アクセシブル」、かつ、ディーセントな働く機会の確保・拡大をめざし、

(1) 多様な就労機会の創出

一般就労のほか、社会的企業や協同組合、起業などによる就労機会の創出、ならびに量質とも十分な仕事確保の支援。

(2) 障害者の就労や社会参加を促進するため、「合理的配慮」などによる職場環境整備および社会環境整備

障害者の就労をさらに促進するには、「合理的配慮」などにより職場環境を整備するとともに、通勤したり、地域で生活しやすいよう、まちづくりをさらにすすめること。

(3) 所得保障制度などの拡充

就労による賃金収入（+障害基礎年金）だけでは、地域での自立した生活を維持することが困難な障害者に対する所得保障制度の拡充。なお、賃金の引き上げには、最低賃金制度の見直しなども必要。

(4) 就労支援に携る人材の養成

障害者の地域における多様な就労機会を確保・支援する職業リハビリテーション専門職としてのジョブコーチなど、就労支援ワーカーの養成

(5) 障害者の生涯にわたる職業生活を支援するため、教育、保健・福祉、労働分野関係機関の地域レベルの横断的なネットワークの構築など

特別支援教育と「個別の教育支援計画」の策定と実施

～障害のある子どもの個別移行支援計画による社会参加を中心に～

松矢 勝宏（目白大学人間学部 教授）

2003年度から実施されている障害者基本計画は、重点施策5カ年計画で「個別の支援計画」を平成17年度までに策定することとしている。基本計画に基づき、文部科学省はこれを「個別の教育支援計画」とし、その策定を特殊教育から特別支援教育への制度的な転換に位置づけ、平成17年度までに特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）においてその策定を進めた。

障害者基本計画における「個別の支援計画」策定の基本的な考え方は、以下のようである。

（1）利用者本意の支援の視点

「地域での自立した生活を支援することを基本に、障害者一人一人のニーズに対応してライフサイクルの全段階を通じ総合的かつ適切な支援を実施する」としている。

（2）これに関連する教育・育成の項目での視点

「障害のある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細かな支援を行うために乳幼児期から学校卒業後まで一貫した計画的な教育や療育を行うとともに、学習障害、注意欠陥／多動性障害、自閉症などについて教育支援を行うなど教育・療育に特別のニーズのある子どもについて適切に対応する」としている。

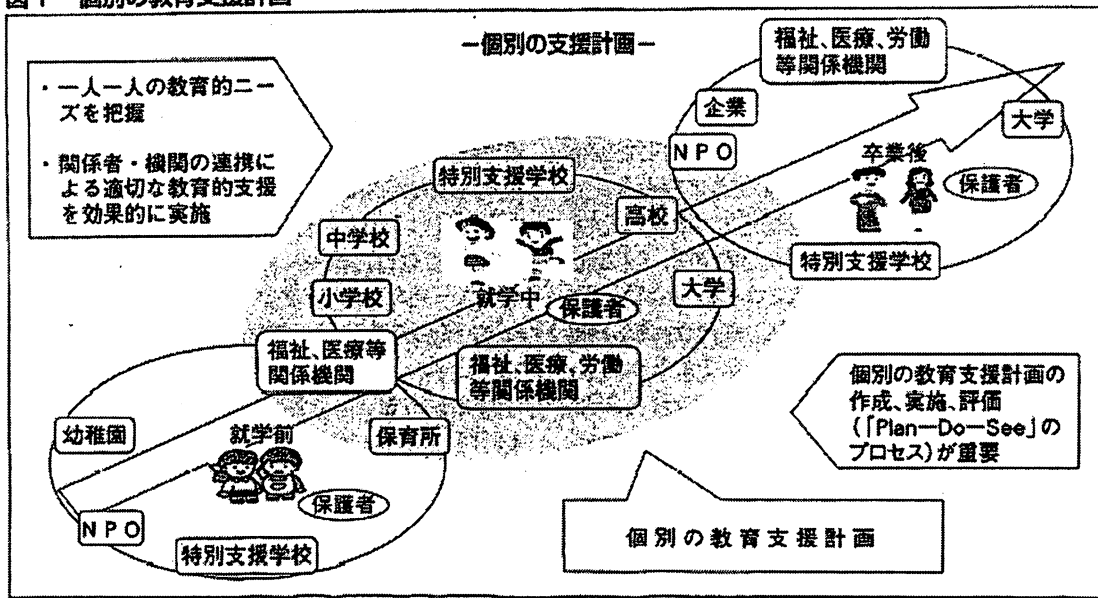
（3）その具体策としての「個別の支援計画」

「障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の支援計画）を策定して効果的な支援を行う」としている。

すなわち従来の障害の種類と程度によって特定な場に振り分ける特殊教育（障害児教育）ではなく、子ども一人一人のニーズに応じた「個別の教育支援計画」に基づく特別支援教育を実現することである。

特にこれからのリハビリテーションの発展との関係で重要なのは、特別支援教育が社会福祉、医療・保健、職業リハビリテーション等の関係機関と部局を超えて協力・連携し、乳・幼児期から学校卒業後まで一貫した役割をもつとされたことである。このような理念の具体化の現状を概観し、今後の課題について提言したい。

図1 個別の教育支援計画



[4] リレー討論

テーマ「最先端の取り組みを繋ぐ」

座長 伊藤 利之 (横浜市リハビリテーション事業団 顧問)
寺島 彰 (浦和大学総合福祉学部 教授)

- (1) 総合リハビリテーションの実現にICFをどう活かすか？
～『生きることの全体像』についての『共通言語』～
大川 弥生 (国立長寿医療センター研究所 生活機能賦活研究部 部長)
- (2) 障害者権利条約、わが国の課題
～権利条約を障害者権利確立のテコに～
尾上 浩二 (DPI日本会議 事務局長)
- (3) ユニバーサルデザインをアクセシブルデザインで
星川 安之 (共用品推進機構 専務理事)
- (4) 障害のある方の就労を支えるために ～関係機関の連携～
崎濱 秀政 (障害者就業・生活支援センター
「ティータ&チムチム」所長)
- (5) 特別支援教育の可能性と課題
～国際的標準としてのインクルーシブ教育とわが国の方向性～
岡 典子 (東京学芸大学 特別支援科学講座 准教授)
- (6) 当事者の視点から ～リハビリテーションからコミュニケーションへ～
伊藤 知之 (浦河べてるの家)

総合リハビリテーションの実現に ICF をどう活かすか？

～「生きることの全体像」についての「共通言語」～

大川 弥生（国立長寿医療センター研究所 生活機能賦活研究部 部長）

高齢化時代、また介護保険制度・自立支援法など様々な制度の変化の中で、狭義の障害者リハビリテーションのみでなく、広い範囲で、総合リハビリテーションの観点が不可欠なものとなってきている。この総合リハビリテーションを推進していくには、次の2点が重要である。

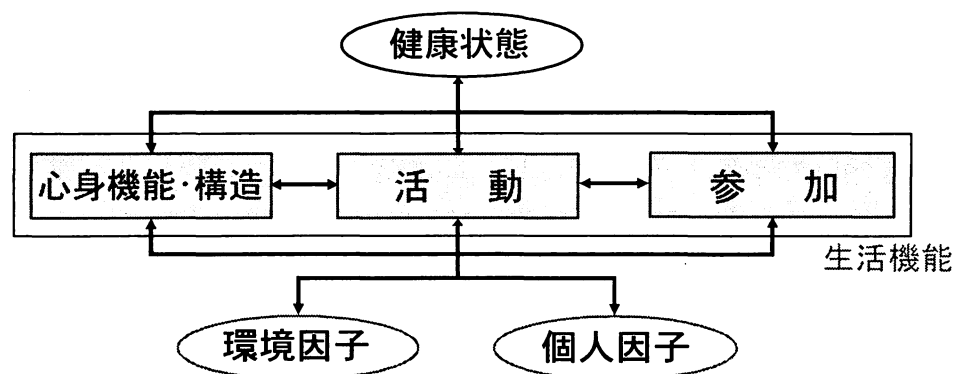
- 1) 専門職間だけでなく、本人の積極的関与も含めての、真のチームワーク
- 2) リハビリテーションの目標としての、個々の人によりよい生活・人生の具体像をチーム全体と本人・家族の共通認識として明確にしていくこと

これらを実現するためには、人が「生きることの全体像」をみる「共通言語」（共通のものの考え方）が不可欠である。この点で21世紀にふさわしい包括的な「ウェルビーイング」のモデル（「生活機能モデル」）を提起した、ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health, WHO, 2001年）はきわめて効果的なツールとなる。

このような流れの中で、本年、厚生労働省社会保障審議会統計分科会生活機能分類専門委員会で評価基準（案）が採択された。評価点を活用することによって、ICFを理念としてだけでなく、総合リハビリテーションの実現のための有効なツールとして具体的に活用する方策を検討する段階になったといえよう。

またICFの活用によって、総合リハビリテーションのあり方自体についても一層拡大・深化させるべき種々の論点が明らかになると期待される。

図 生活機能モデル（ICF）



- ・大川弥生：新しいリハビリテーション—人間「復権」への挑戦—（講談社、現代新書）、2004
- ・大川弥生：生活機能とは何か；ICF：国際生活機能分類の理解と活用（東京大学出版会）、2007

障害者権利条約、わが国の課題

～権利条約を障害者権利確立のテコに～

尾上 浩二 (DPI日本会議 事務局長)

【権利条約を障害者権利確立のテコにー第19条を例に】

第19条 自立した生活（生活の自律）及び地域社会へのインクルージョン

この条約の締約国は、障害のあるすべての人に対し、他の者と平等な選択の自由を有しつつ地域社会で生活する平等な権利を認め、また、障害のある人によるこの権利の完全な享有並びに地域社会への障害のある人の完全なインクルージョン及び参加を容易にするための効果的かつ適切な措置をとる。このため、締約国は、特に次のことを確保する。

(a) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として居住地及びどこで誰と住むかを選択する機会を有し、かつ、特定の生活様式で生活することを義務づけられないこと。

(b) 障害のある人が、地域社会における生活及びインクルージョンを支援するために並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会の支援サービス（パーソナル・アシスタンスを含む。）にアクセスすること。

(c) 一般住民向けの地域社会のサービス及び設備が、障害のある人にとって平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害のある人の必要に応ずること。

障害のある人の権利に関する条約 仮訳

川島聡・長瀬修 仮訳（2007年3月29日付訳）

①第19条のタイトル「自立した生活」、前文「個人の自律及び自立（自ら選択を行う自由を含む。）」第3条a「固有の尊厳、個人の自律（自ら選択を行う自由を含む。）及び人の自立の尊重重要」等に見られる自立生活運動が提起してきた「自立生活」概念が採用されている意義

→「自立支援法」の基本的問題として、以下のような点が指摘できるのでは？

・「自立支援法」第1条（目的）「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう」の問題

cf 障害者基本法の2004年改正での「自立への努力」項目の削除の意味

・「自立支援法」では障害者自らの選択ではなく、「障害程度区分」で利用できるサービスや国庫負担金が決まることの問題。

・また、前文にある「機能障害（インペアメント）のある人と態度上及び環境上の障壁との相互作用」との障害概念と、環境との相互作用を捨象した（と仮定している）「障害程度区分」との矛盾

②第19条a項の規定を施設・病院中心主義（隔離政策）からの転換の契機にどうしていくか？

→以下のような「言い訳」に対する論点整理

・「自立支援法では、日中と夜間を分けたから24時間閉じ込めでは無くなった」

・「行政の措置とは異なり、利用者と事業者との契約なので、特定の生活様式を義務づけるものではない」等々

③事実上、地域の社会資源が不十分な中での「特定の生活様式」の強制されないようにしていくことが必要

→第19条b項「地域社会における生活及びインクルージョンを支援するために並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するため」の「地域生活サービス関連へのアクセス」が規定されていることの重要性

- ・「自立支援法」の中に、在宅サービス以外に、入所施設関連のサービスも含まれていることの問題
- ・「自立支援法」の仕組みでは、結局、「重度障害者は施設へ」という流れになっていること（国庫負担基準の仕組みや、ケアホームの定義・単価等の問題）
- ・地域の社会資源整備の責任をどう求めていくことができるか
- ・脱施設化訴訟の可能性

④具体的なサービス項目としては、次のような点が活用しうる

・第19条b「パーソナル・アシスタンスを含む」との規定→パーソナル・アシスタント・サービス制度の実現の可能性

・「参加を容易にするため」との規定→あらためて（現在の地域生活支援事業ではなく）社会参加を支援する制度として移動介護を確立することができるか

・地域生活支援事業の移動支援事業化以降、「必要不可欠な社会参加と余暇」に分けて支給時間上限を決める自治体が増えている。行政による恣意的とも言える「参加」概念のカテゴリ化は、「他の者との平等」上問題はないか？

cf 大田区訴訟での「上限 32 時間＝障害のない者の余暇時間」は、それ以外の社会参加の時間を勘案していないので問題と指摘している判決

⑤地域生活サービスの整備と「合理的配慮」との関係は？

・障害者の日常感覚からすると、地域生活のためのサービス・支援は、障害故に必要な「合理的配慮」と言えるのでは

・また、上記との関連で「自立支援法」での「応益負担」で課せられることの論点整理

⑥第19条cにある「一般住民向けの地域社会のサービス及び設備」の具体的内容は？

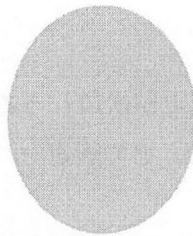
→国内履行の課題を整理していくために、その項目を明確化するとともに、対応した関連法規の洗い出しが必要では？

⑦第19条に関しては、介護や居住をはじめとする、いわゆる「社会権的規定」に関わる部分が多い。この点に関連して、第4条-2の規定が懸念される。

ただ、その中にある「自国における利用可能な資源の最大限の範囲内」を所与の予算配分を前提にするのではない議論ができるか。OECD 諸国の中で最低水準と言われる障害者予算の配分から日本の経済力等の水準に見合ったものにするこも、「利用可能な資源の最大限の範囲」と言えないか。

当事者の視点
われら自身の声

障害者の権利条約をテコに、
新しい権利の時代を切り拓こう！



DPI(障害者インターナショナル)日本会議 事務局長
尾上 浩二

■「私たち抜きに私たちのことを決めるな!」が世界共通の合言葉に

昨年12月の国連総会で障害者の権利条約(以下、権利条約)が採択された。2002年以降、8回に渡る特別委員会での議論を経た上での採択だ。この間、DPIをはじめとする障害者NGOは、「私たち抜きに私たちのことを決めるな!」(Nothing about us without us!)を共通の合言葉に働きかけを続けてきた。そうした国際的な障害者運動からの粘り強いアプローチがあったことを押えておく必要がある。

権利条約の検討が始まった2002年は、札幌でDPI世界会議が開催された時であり、権利条約が大きなトピックスとなった。DPI日本会議では、支援費や「自立支援法」、バリアフリー等と並ぶ重要課題として、権利条約に対する取り組みを続けてきた。ESCAPでのワークショップにおける意見書(ポジションペーパー)を提起し、その後のパン

コク提案に大きな影響を与えた。また、JDF(日本障害者フォーラム)の権利条約委員会・事務局担当団体として、その役割を担ってきた。そうした中で、東弁護士(DPI日本会議常任委員)の日本政府代表団の顧問就任等も実現できた。毎回の特別委員会には、日本からも多数の障害者の仲間が参加し審議を見守るとともに、意見提起を行ったり、サイドイベント等も展開してきた。

こうした一連の取り組みの中から、権利条約は採択された。

■「包括モデル」「合理的配慮」
「障害の定義」等
—— 条約が提起する新しい概念

権利条約が国連で採択された今、新しい局面に入りつつある。今後重要になってくるのは、その国内履行に対する取り組みである。この条約を活用して、日本においても障害者の権利を実現していくために、国内

かくしゅうほうせいど そうせつ へんこう もと
の各種法制度の創設や変更を求めていかな
ければならない。そうした国内法の見直し
があつて初めて、同条約が批准できると見
るべきだ。

権利条約は、これまで国際社会で認めら
れてきた人権を障害者にも保障するために
策定された。条約の条文の中では、「他の者
(障害のない者)との平等を基礎に」との表
現が繰り返し使われている。いわば、(既存
の人権条約等の成果の上に)これまでの条
約等では障害者に保障されなかった部分を
カバーするためにつくられた。だからこそ、
これまでの自由権と社会権の二分立的な考
え方から、双方を規定した「包括モデル」を
ベースにしたものになっている。さらに、障
害者差別について「合理的配慮を行わない
ことを含むあらゆる形態の差別」(第2条)が
含まれるとしている。

また、同様に、障害を環境との相互作用と
みる社会モデルを一定取り入れた「障害の
定義」(前文、第1条)や、「言語には音声言語、
手話及び他の形態の非音声言語が含まれ
る」とした規定(第2条)がなされている。さ
らには、「個人の自律及び自立の尊重」や「非
差別」社会への完全かつ効果的な参加及
びインクルージョン」等が条約の原則(第3
条)として提起されている。

これらは、いずれも国際的な障害者運動
の提起してきた内容を含むものであり、日
本国内の状況と照らし合わせた際、画期的
と言える。これらの権利条約が提起してい
る概念をしっかりとふまえた、議論・検討が
進められていかなければならない。

■求められる「障害者差別禁止法」 制定、「学校教育法」等の見直し

「第5条 平等及び非差別」の項目では、各国
政府に対して、「障害に基づくあらゆる差別
を禁止するもの」「平等を促進し及び差別を
撤廃するため、合理的配慮が行われること
を確保するためのすべての適切な行動をと
る」ことを求めている。

権利条約の国内履行の課題として、まず
何よりも、障害者差別禁止法制定があげら
れる。

1990年のアメリカでのADAは、日本の障
害者・関係者に大きな衝撃を与えた。同様の
法律を求める声はあったが、日本での障害
者差別禁止法は現実の政治日程には登らな
かった。それから10数年を経て、障害当事者
団体や日弁連等で障害者差別禁止法案づく
りが進められてきている。こうした動きも
ふまえて、「障害者差別禁止法」制定に向
けた取り組みをより一層進めていく必要
がある。その際、先述した「合理的配慮」や
「障害の定義」等の概念をしっかりと取り入
れたものとするのが重要だ。

さらに、同条約では、第10～30条に渡って
教育、労働、自立生活など個別分野の規定が
なされている。これら一つひとつの課題に
ついて、別途、詳細な検討と提言をまとめ
ていく必要がある。その中でも、同条約の検
討過程での日本政府との意見交換でも議論
となったのが、教育や労働である。

「第24条 教育」では、「あらゆる段階にお
けるインクルーシブな教育制度及び生涯学

習「完全なインクルージョンという目標に則して」などインクルーシブ教育の方向が明示されている。これまで長年「原則分離」を基本としてきた日本の障害児教育の大きな転換が求められることは間違いない。そのため、私たちからの明確な論点形成が重要となる。

また、「第27条 労働及び雇用」に関連しては、「最低賃金適用除外規定」や「雇用と福祉的就労の縦割り」的施策のあり方が見直される必要がある。そして、あわせて、賃金補てん制度等が検討される必要がある。

■新しい権利の時代へ！ われら自身の声を高めよう

いずれにしても、権利条約の批准に向けた課題は多岐に渡る。

この間、日本国内においても、「私たち抜きに私たちのことを決めるな」をスローガンに取り組んできた課題に、「自立支援法」がある。「第19条 自立した生活（生活の自律）及び地域社会へのインクルージョン」では「特定の生活様式で生活することを義務づけられないこと」と明記されている。言うまでもなく、「特定の生活様式」とは障害者施設や精神科病院だ。「自立支援法」によって、再び「重度障害者は施設へ」との揺り戻しがみられる中、流れを変えていく必要がある。そもそも、「自立支援法」の第1条には「障害者の有する能力及び適性に応じた自立生活・社会生活」と規定されているのは、障害者権利条約での「自律・自立」概念から

すると大きな問題である。さらには、この第19条にはパーソナル・アシスタンス等の言葉も取り入れられており、いくつかの点で「自立支援法」の見直し求められる提起が含まれている。

他にも、「障害のある女性」（第6条）、「アクセシビリティ」（第9条）、「司法へのアクセス」（第13条）等、重要となる課題がある。

さらに、こうした各分野の論点以外にも大きな課題となるのが、実施に関するモニタリングと、その中の障害当事者の参画である。イギリスのDDAでなされたように、障害者が多数を占めた委員会ができるかどうかは、その実効性を占う大きな鍵となる。

これらの権利条約の国内履行が課題となる向こう数年は、障害者基本法や「自立支援法」、介護保険の見直しの時期と重なる。こうした国内的な状況と考え合わせると、より一層、権利条約を活用した積極的な提言と大衆的な取り組みが求められる。

権利条約がどのような意味を持つのか、私たちの生活をどう変えていけるのか？ 私たち障害者一人ひとりにとってリアリティをもった課題としていけるかどうかポイントだ。各地で集会を開催し権利条約をより身近なものにするとともに、さらには、自治体レベルでの障害者差別禁止条例等の取り組みを押し進めていこう。

障害者の新しい権利の時代を切り拓くために、わたしたち自身の声を高めていこう！

「私たち抜きに私たちのことを決めないで！－障害者権利条約と国内履行」

DPI日本会議 事務局長
尾上 浩二

※条約訳文については、川島隆・長瀬修 仮訳(2007年3月29日付訳)を使用させて頂きました。

自己紹介1－養護学校・施設で

- 仮死早産で生まれ、一歳で脳性マヒと診断される。下肢痙直型タイプ？
- 小学校を養護学校、施設で過ごす。
- 児童相談所と親で勝手に決まった施設入所～入所一週間前に知らされる
- 本を持っていこうと思ったら持ち物制限で不可に
- 「51番 尾上浩二」の名札が上着から下着まで
- 強烈だった手術と就寝時の訓練

自己紹介2－施設から普通学校へ

- 普通中学校へ転校する時に支えとなった一部の施設職員、養護学校の教師
- すったもんだの入学－親、養護学校の担任とともに2回話し合い
- 「普通学校に入った限りは、『特別扱い』はしない」
- 「設備、先生の援助、子供たちの手を借りない」との念書を条件に入学

当事者が参画してつくった権利条約 －私達抜きに私達のことを決めないで！

- 1980年代からイタリア、スウェーデン政府等から条約の必要性提起－議論盛りあがらず
- 1993年から障害者の機会均等に関する基準規則←当時、日本政府は消極姿勢
- 2001年 メキシコ政府からの提案
- 2002年 第1回権利条約特別委員会以降、年2回程度の開催。NGOから多数参加
日本政府代表団顧問に当事者の東弁護士
- 2006年 12月 国連総会で採択

障害者権利条約(全50条)の構造

- 前文－障害の概念や人権の相互不可分性
- 総則(第1条～9条)
目的や定義、一般原則・一般義務等に加えて、女性、子ども、アクセシビリティ等
- 個別規定(第10～30条)
労働、教育、自立生活や移動、法の前の平等
- 実施規定(第31条～40条)
重要な国際・国内モニタリングと当事者参画
- 最終条項(第41条～50条)

条約が提起している新しい概念

- 自由権・社会権の二分論から「包括モデル」へ
- 「合理的配慮」
「合理的配慮を行わないことを含むあらゆる形態の差別」(第2条)
- 「障害の概念」
「種々の障壁との相互作用により、他の者との平等を基礎とした社会への完全かつ効果的な参加を妨げることのある...障害を含む」(第1条)
- 「言語」には、音声言語、手話及び他の形態の非音声言語を含む(第2条)

大きく問われる教育・労働分野

- 世界の注目(批判)の的となったインクルーシブ教育(24条)に対する日本政府の姿勢
→最終的に、インクルーシブの方向を確認
- 今後、「すでに特別支援教育でインクルーシブになっている」というような解釈も?
→原則統合の重要性
- 労働(27条)も日本政府との意見交換会で大きな論点に→「最賃適用除外」や「雇用と福祉的就労の縦割り施策」の見直し、賃金補てん制度等

7

国際的な自立生活運動と第19条

- 第19条 自立した生活(生活の自律)及び地域社会へのインクルージョン
—国際的な障害者運動が提起した概念を導入
- 障害のあるすべての人に対し、他の者と平等な選択の自由を有しつつ地域社会で生活する平等な権利を認め、また、障害のある人によるこの権利の完全な享有並びに地域社会への障害のある人の完全なインクルージョン及び参加を容易にするための効果的かつ適切な措置

8

社会的入院・入所、地域サービス

- 第19条-(a) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として居住地及びどこで誰と住むかを選択する機会を有し、かつ、特定の生活様式で生活することを義務づけられないこと。
→社会的入院・入所は差別
- (b)地域社会における生活及びインクルージョンを支援するために並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会の支援サービス(パーソナル・アシスタンスを含む。)

9

論点満載? 第19条と「自立支援法」

- 特定の生活様式を義務づけられないこと
→「自立支援法」下で起きている「重度障害者は施設」への振り戻しに対する巻き返しを
- 「地域生活サービス関連(パーソナル・アシスタンス含む)へのアクセス」
→障害者の地域生活支援サービスと基盤整備
- 条約の「自律・自立論」と「能力及び適性に応じた自立生活・社会生活」(自立支援法第1条)
- 障害者の参加条件整備と応益負担の是非

10

権利条約テコに権利の時代に

- 今後重要になる日本における国内履行
- 「日本の現行法のままで条約は批准できる」との政府の一部の見解 cf 子どもの権利条約
- 差別禁止法制定をはじめ国内履行の課題を明確にし、法整備を行った上での批准を
- 「自立支援法」、障害者基本法見直しと重なる
- 重要な国会・地方議会への働きかけ・自治体の差別禁止条例への取り組み
- 一人ひとりの生活・世論との結びつき

11

日本のセーフティネットと障害者問題 —私達の権利、条約～全ての人のために

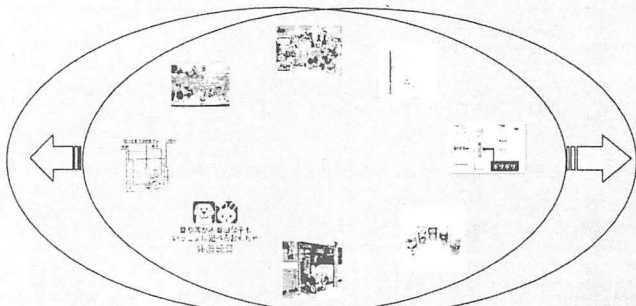
- 「第19条 自立した生活及び地域社会へのインクルージョン」
—「障害のあるすべての人が他の者と平等な選択を有して地域社会で生活する」=「平等な権利」
- 現在の日本の格差社会、セーフティネット問題を先取りしていた? 障害者の人権状況
—企業・家族が代替・補完してきた社会保障制度
—その代替機能で対応できなかった若年障害者

12

ユニバーサルデザインをアクセシブルデザインで

星川 安之 (共用品推進機構 専務理事)

ユニバーサルデザインを、 アクセシブルデザインで



2007年10月20日
財団法人 共用品推進機構
星川 安之

(1) アクセシブルデザインとは

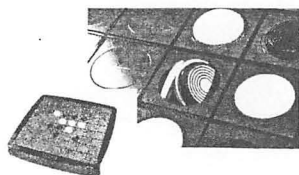
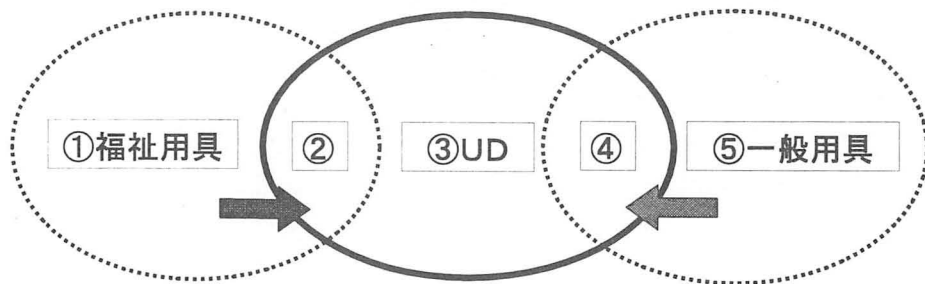
何らかの機能に制限を持つ人々に焦点を合わせ、これまでの設計をそのような人々のニーズに合わせて拡張することによって、製品、建物及びサービスをそのまま利用できる潜在顧客数を最大限まで増やそうとする設計。その実現の方法として、

- 修正・改造することなくほとんどの人が利用できるように、製品、サービス及び環境を設計する。
- 製品又はサービスをユーザーに合わせて改造できるように設計する（操作部の改造等）。
- 規格の採用により、障害のある人々向けの福祉用具との互換性をもたせ、相互接続を可能にする。

JIS Z 8071:2003 高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針
ISO/IEC Guide 71:2001

Guidelines for standards developers to address the needs of older persons and persons with disabilities

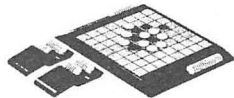
用具・製品・(サービス・システム)の種類



③に近づいた④

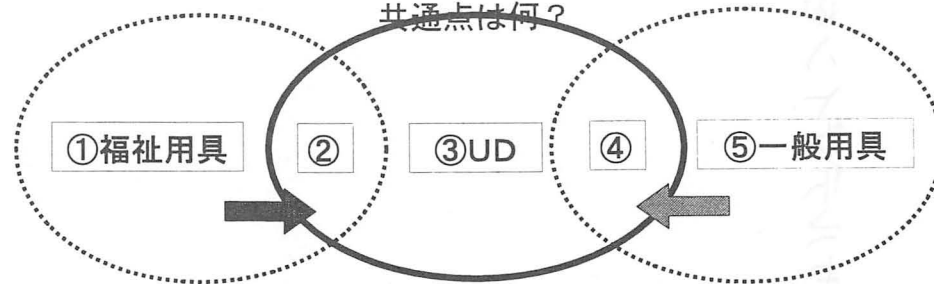


④



⑤

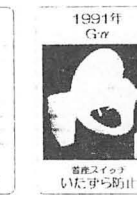
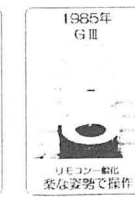
共通点は何？



①



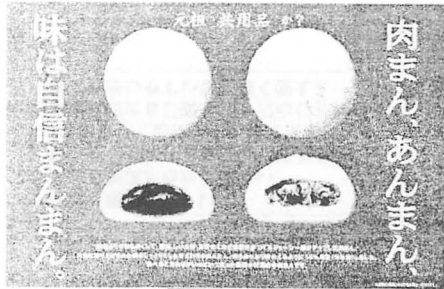
②



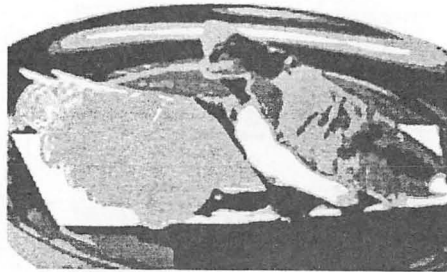
③に近づいた②



「肉まん」・「あんまん」の違い



柏もち「こし餡」・「味噌餡」の違い

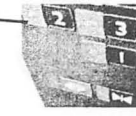


- ・こし餡は葉を表にして包む。
- ・薄黄色の味噌餡は葉の裏が見えるように包む。
- ・古式(守貞漫稿)に則って区別されています。

⑦エレベーター 1.013億円/2.078億円 48.7%

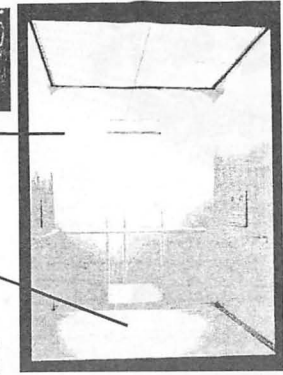
1. 階数スイッチの点字表示

★点字表示が、JIS準拠か?



2. 音声で階数表示

★音声は、聞きやすいか?



3. 車いす使用者が 操作可能な位置



★介助犬が届く高さか?

★ボタンの前に置物はないか?

★聴覚障害者が外の交信可能か?

⑨バス 464億円/ 2.181 億円 21.3%

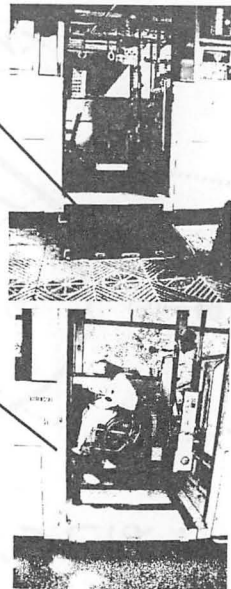
車いす使用者等が乗降できるような配慮

アナウンス

聞こえるか? 聞きやすいか?

表示

見えるか? 見えやすいか?



車いす使用者が 操作可能な位置

操作

届くか? 操作可能か?

⑬自動販売機 124億円/ 1.842 億円 6.7%

コイン投入口が低い

表示部に点字

点字表示箇所は的確か?

ボタンが低い

ボタンは押しやすいか?

商品取出口
かがみずな姿勢で商品
を取出せる上部取出口

硬貨投入口
硬貨を一度に投入
できる一括投入口

返却口
片手で片ぎって取り
出せる受け皿タイプ

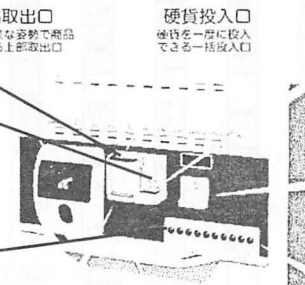
紙幣挿入口
紙幣を片手でも入
れられる挿入口

商品選択補助ボタン
低い位置でも操作性で
きる商品選択ボタン

返却レバー
小さい力で返却に操作
ができる返却レバー

テーブル
商品や小物が置
けるテーブル

※硬貨投入口や商品取出口など
には点字が施されています。



トランプのUD化

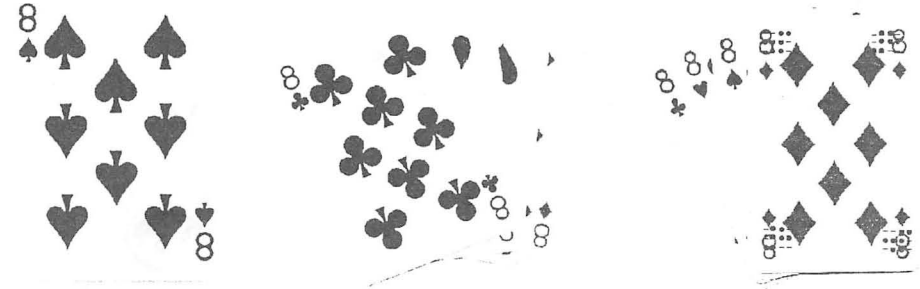


●うさぎマーク

- *音と、光、振動、動き、文字、絵等がある。
- *音の調整ができる
- *イヤホン等の端子がある。
- *筆談ができる。
- *光、動き等により、スイッチのON-OFFがわかる。

●盲導犬マーク

- *スイッチの「ON」に「凸」表示
- *色違い以外に手触り、音などで識別
- *実物を模写した物はなるべく形、手触りが実物に近い



(2) ルールづくり (標準化)

ISO/IECガイド71 (高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針)



2001年11月	ISO/IEC Guide71
2001年11月~	EU、イタリア・スペイン・ドイツ・韓国・他
2002年	ISO、点字版 初の発行
2003年6月	JIS Z 8071
TC159WG2	人間データ集 作成中
2007年	中国、国家規格に採用(予定)

ガイド71と、アクセシブルデザイン標準化 関係図

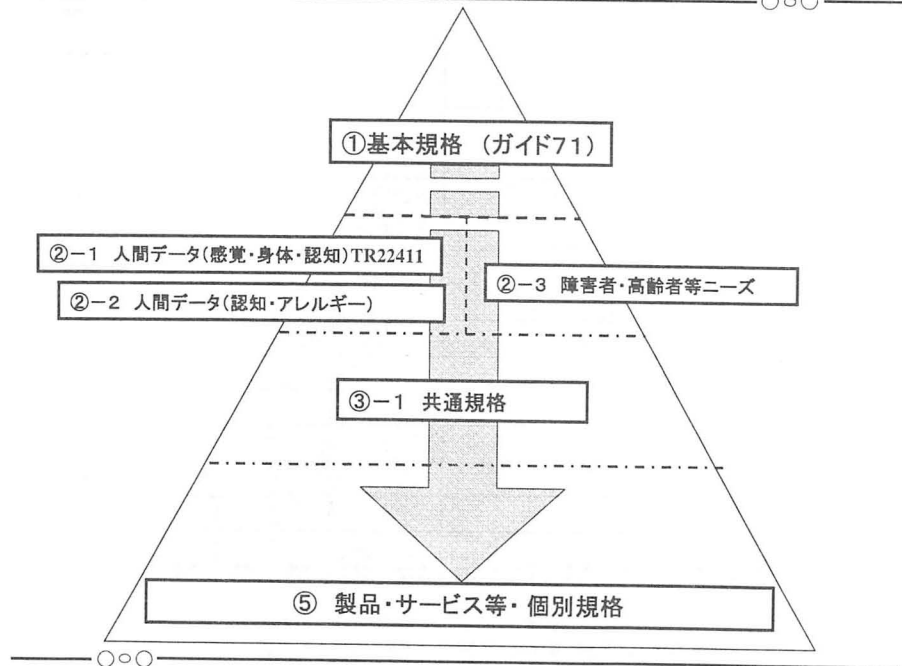


表1 情報に関する箇条での配慮すべき要素

情報(表示、注意表示、警告)に関する規格の箇条での配慮すべき要素	人の能力(心身の機能)													
	9.2 感覚					9.3 身体					9.4 認知		9.5 アレルギー	
	9.2.1 視覚	9.2.2 聴覚	9.2.3 触覚	9.2.4 嗅覚/味覚/痛覚/温度感	9.2.5 平衡感覚	9.3.1 (坐の)動作の自由度	9.3.2 操作	9.3.3 動作	9.3.4 筋力	9.3.5 発声	9.4.2/3 知識/能力/記憶	9.4.4 習得/読み書き	9.5 アレルギー	
9.2 代替構式														
9.3 位置レイアウト														
9.4 照明/グレア														
9.5 色/コントラスト														
9.6 文字/大きさ/形														
9.7 分かりやすい言語														
9.8 図記号/イラスト/レシジョン														
9.9 音量/周波数														
9.10 抑えた速度														
9.11 区別しやすい形														
9.12 扱いやすさ														
9.13 (使用期限)表示														
9.14 成分表示														
9.15 表面温度														
9.16 アクセシブルな構造														

	(機能・能力区分)	感覚能力	身体能力	認知能力	アレルギー
	(配慮領域)		見る、聞く、触る、嗅ぐなど	移動、握力、話すなど	判断、記憶など
①	情報・表示	色、文字の大きさ、コントラスト、形状など	位置、レイアウト	図記号など	—
②	包装・容器	色、文字の大きさ、コントラスト、形状など	扱いやすさ、表面材質など	図記号、絵記号	成分表示、表面材質、素材など
③	素材(材質)	色、コントラスト、形状、表面材質、音響など	扱いやすさ、表面材質など	色、コントラスト、形状、など	成分表示、表面材質、素材など
④	取付	照明、扱いやすさ、道理に合った手順など	扱いやすさ、表面材質など	色、形状、道理に合った手順など	成分表示、表面材質、素材など
⑤	ユーザーインターフェース	色、文字の大きさ、レイアウト、扱いやすさ	位置、レイアウト、扱いやすさ	図記号、絵記号、分かり易さ	アレルギー性や毒性のない材質など
⑥	整備・保管・廃棄	扱いやすさ、道理に合った手順など	扱いやすさ	図記号、絵記号、道理に合った手順	アレルギー性や毒性のない材質など
⑦	建築環境	照明、アクセシブル、音量、など	位置、レイアウト、表面材質など	図記号、絵記号、分かり易い言葉など	アレルギー性や毒性のない材質など

①情報・表示

カタログ・広告等

せっさたくま
切磋琢磨

わかりやすいパッケージ
Readily identified package
読み 쉬운 패키지
알기 쉬운 패키지
ルビ、他言語

点字の併記
文字の大きさ
点字
墨字

複数の代替情報
背景とのコントラスト
図記号・触図

共用品 共用品

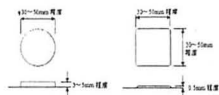
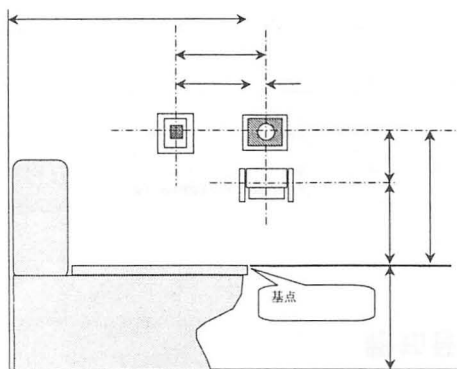
②包装容器

あけくち

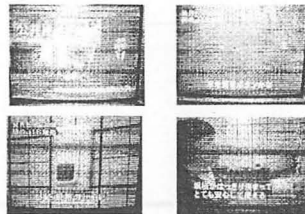
点字の併記
触覚情報
文字の大きさ
片手操作
開封・再封
持ちやすさ

JIS

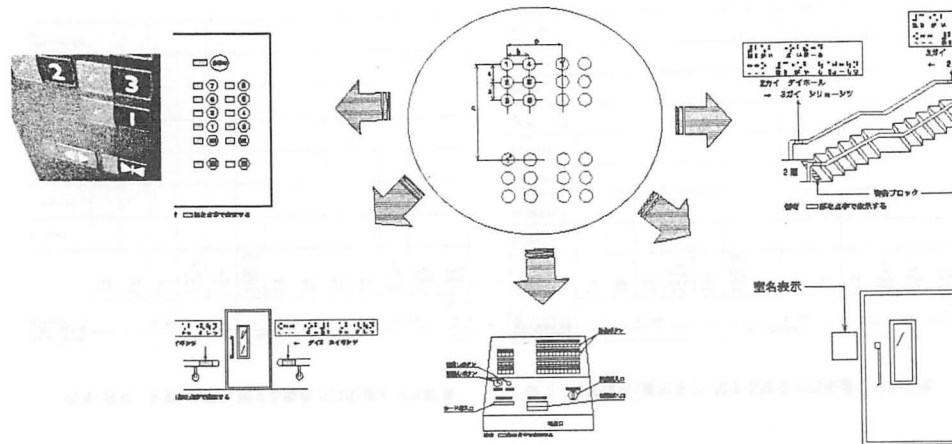
高齢者・障害者配慮設計指針
 ー公共トイレにおける便房内操作部・機器の形状・
 色及び配置ー公共トイレ 2007年4月



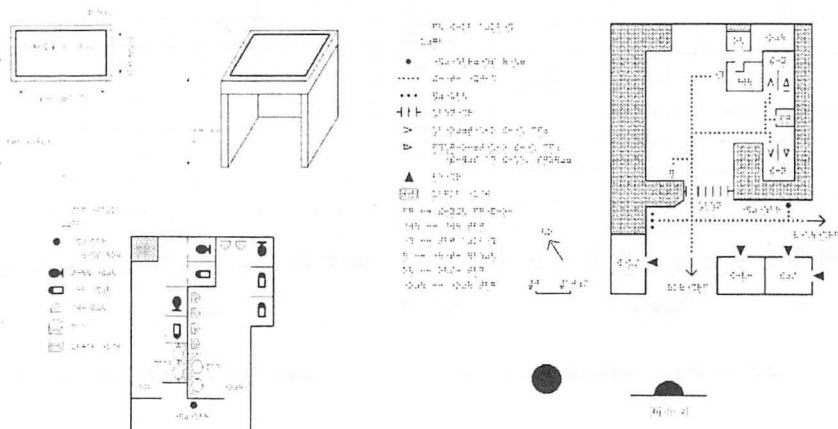
2006年12月17日 NHKテレビ 7時のニュース



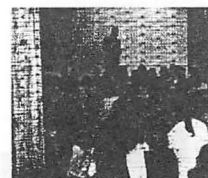
高齢者・障害者配慮設計指針ー
 点字の表示原則及び点字表示方法ー公共施設・設備
 2006年4月



高齢者・障害者配慮設計指針
 ー触知案内図の情報内容及び表示
 並びにその表示方法 2007年4月



アクセシブルデザイン規格の応用



Lectures



Verification of the tactual maps by persons with visual impairment



Wheelchair handling



Verification of wheelchair accessibility



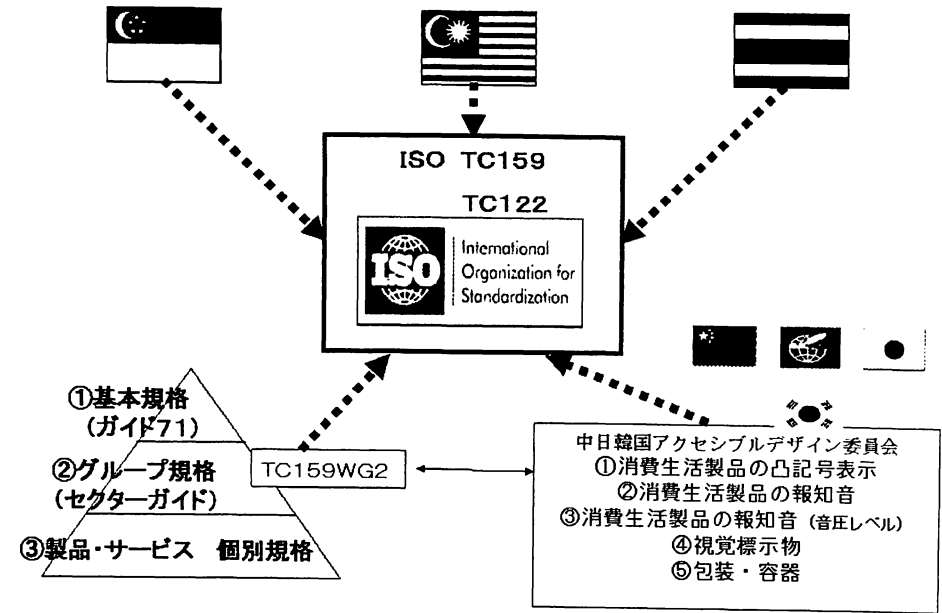
Guiding service for persons with visual impairment



Sign language check-test

1. JIS Z 8071 高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針	①表示
2. JIS S 0031 視覚表示物一年代別相対輝度の求め方及び光の評価方法(中国・韓国)	
3. JIS S 0033 視覚表示物一年齢を考慮した基本色領域に基づく色の組合せ方法	
4. JIS S 0032 視覚表示物—日本語文字の最小可読文字サイズ推定方法	
5. JIS S 0021 包装・容器(中国・韓国)	②包装・容器
6. JIS S 0022 包装・容器—開封性試験方法(2007)	
7. JIS S 0023-3 包装容器—触覚識別表示(2007)	
8. JIS S 0023-4 包装容器—使用性評価方法	
9. JIS S 0025 包装・容器—危険の凸警告表示—要求事項	
10. JIS S 0012 消費生活製品の操作性	⑤ユーザ インターフェース
11. JIS S 0011 消費生活製品の凸記号表示(中国・韓国)	
12. JIS S 0013 消費生活製品の報知音(中国・韓国)	
13. JIS S 0014 消費生活製品の報知音—紡音音及び聴覚の加齢変化を考慮した音圧レベル(中国・韓国)	⑤構築(建築) 環境
14. JIS S 0024 住宅設備機器	
15. JIS T 0921 点字の表示原則及び点字表示方法—公共施設・設備	情報 個別規格
16. JIS X 8341-1 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第1部:共通指針	
17. JIS X 8341-2 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第2部:情報処理装置	情報 共通規格
18. JIS X 8341-3 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部:ウェブコンテンツ	
19. JIS X 8341-4 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第4部:電気通信機器	
20. JIS X 8341-5 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第5部:事務機器	
21. 19. JIS X 6310 プリバイドカード—般通則	個別規格
22. JIS S 0023 衣料品	
23. JIS T 0103 コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則	

アクセシブルデザインのNWIP



国際標準化機構 (ISO) への新規規格提案5テーマ 全て承認

提案	提出先	締切日	投票総数	賛成	反対	賛成投票率①	専門家派遣②	結果
N1108: 消費生活製品への凸記号表示	TC159/SC4	4/8	20 (棄権: 6)	13	1 (ドイツ)	13/14 = 92.8% >50%	6 (英国、フィンランド、マレーシア、韓国、中国、日本) >5	承認
N395: 消費生活製品の報知音	TC159/SC5	4/7	16 (棄権: 5)	10	1 (ドイツ)	10/11 = 90.9% >50%	7 (英国、オランダ、フィンランド、マレーシア、韓国、中国、日本) >5	承認
N396: 消費生活製品の報知音—聴音中の報知音の音圧	TC159/SC5	4/7	16 (棄権: 4)	10	2 (ドイツ、韓国) 注: 韓国は電子投票のミスだと思われる。	10/12 = 83.3% >50%	7 (英国、オランダ、フィンランド、マレーシア、韓国、中国、日本) >5	承認
N397: 視覚表示物、年代別相対輝度	TC159/SC5	4/7	16 (棄権: 3)	12	1 (ドイツ)	12/13 = 92.3% >50%	9 (米国、英国、オランダ、フィンランド、スウェーデン、マレーシア、韓国、中国、日本) >5	承認
N455: 包装・容器	TC122	5/1	15	9	6 (英国、ドイツ、チエコ、スペイン、デンマーク、スウェーデン)	9/15 = 60% >50%	7 (ヨルダン、イラン、米国、韓国、中国、日本、マレーシア) >5	承認

(3) 連携・協力・国際化

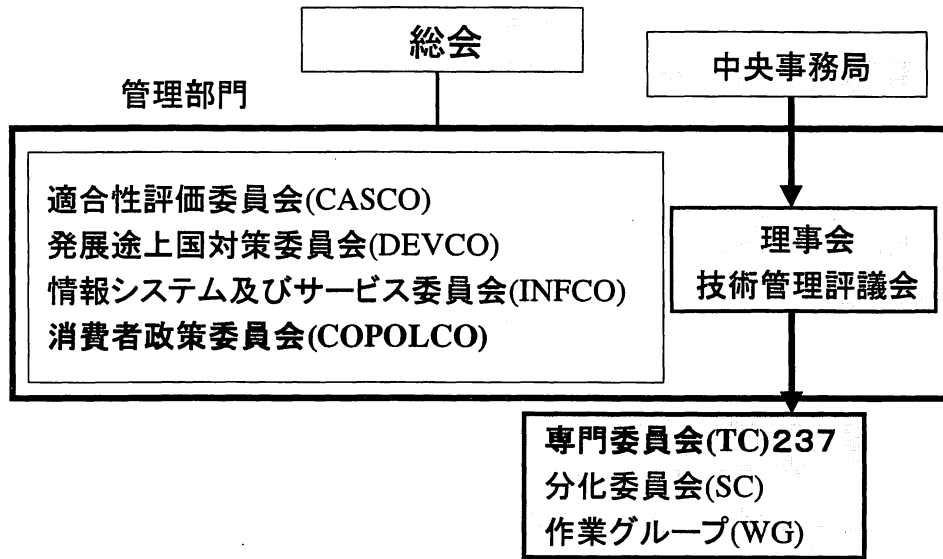
TC 159 Advisory Group for Accessibility

22nd march, 2007

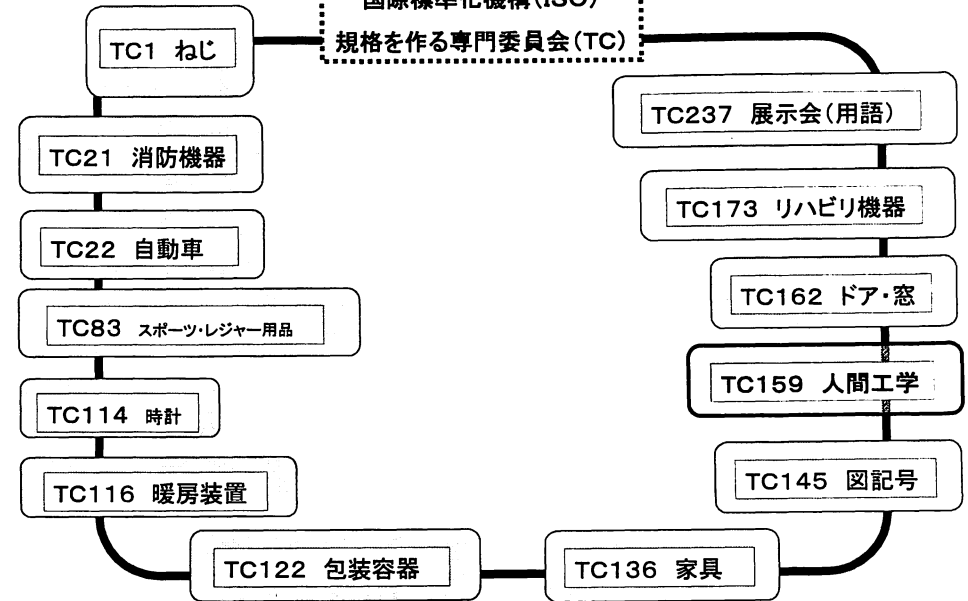
3rd. November, 2007

日本工業標準調査会「

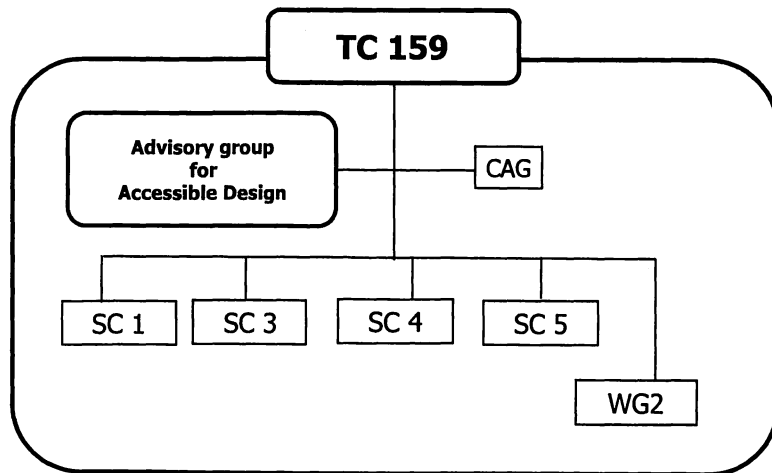
国際標準化機構(ISO)
1947年発足, 日本は、1952年加盟



国際標準化機構(ISO)
規格を作る専門委員会(TC)



アクセシブルデザイン アドバイザリー・グループ



TC159(人間工学) CAG(議長諮問)会議
(2007年3月ベルリン)での
レコメンデーション(指令事項)

CAG会議はISO/TC 159の決議211を受けて、下記の作業を行うために「アクセシブルデザイン」に関する諮問機能を持つグループをISO/TC 159内に設置することを勧告する。

- ①障害者・高齢者団体との協力
- ②アクセシビリティの標準化に向けて普及方法の立案
- ③ TC 159、WG2及びSC内での連携
- ④他のTCとの協力

また、同グループの事務局はJISCが担当することとし、同グループのコンビーナを指名するよう要請する。

めざすところは・・・

- ・世界中の子どもたちが、アクセシブルデザインを知っているのが、あたりまえになること。
- ・アクセシブルデザインが、ごく自然に社会にあること。
- ・アクセシブルデザインという言葉が、なくなること。

どうもありがとうございました。

財団法人 共用品推進機

The Accessible Design Foundation

星川 安之

FZG01477@nifty.ne.jp

障害のある方の就労を支えるために ～関係機関の連携～

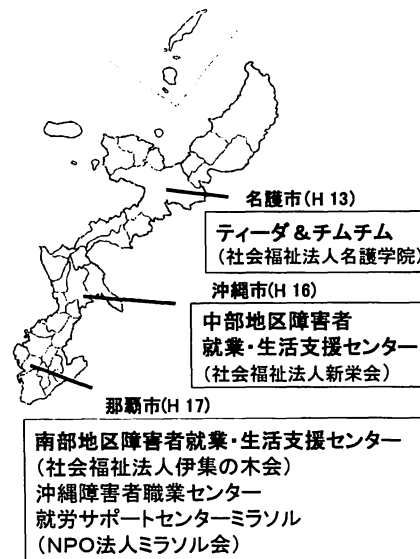
崎濱 秀政（障害者就業・生活支援センター「ティーダ&チムチム」所長）

障害のある方の就労を支えるために ～関係機関の連携～



障害者就業・生活支援センター
ティーダ&テムテム 崎濱秀政

沖縄県の圏域別人口と就労支援機関の概要



沖縄県障害者福祉計画より

□圏域(11市11町19村)	1,361,594
北部圏域(1市1町7村)	102,483
中部圏域(3市3町5村)	464,371
南部圏域(5市5町6村)	688,506
宮古圏域(1市1町)	54,863
八重山圏域(1市2町)	51,171

■就労移行支援事業者	
(福)法人	4カ所
(医)法人	2カ所
NPO法人	6カ所
■委託訓練事業者	
具志川職業能力開発校	委託5法人
浦添職業能力開発校	委託8法人 (企業1法人)

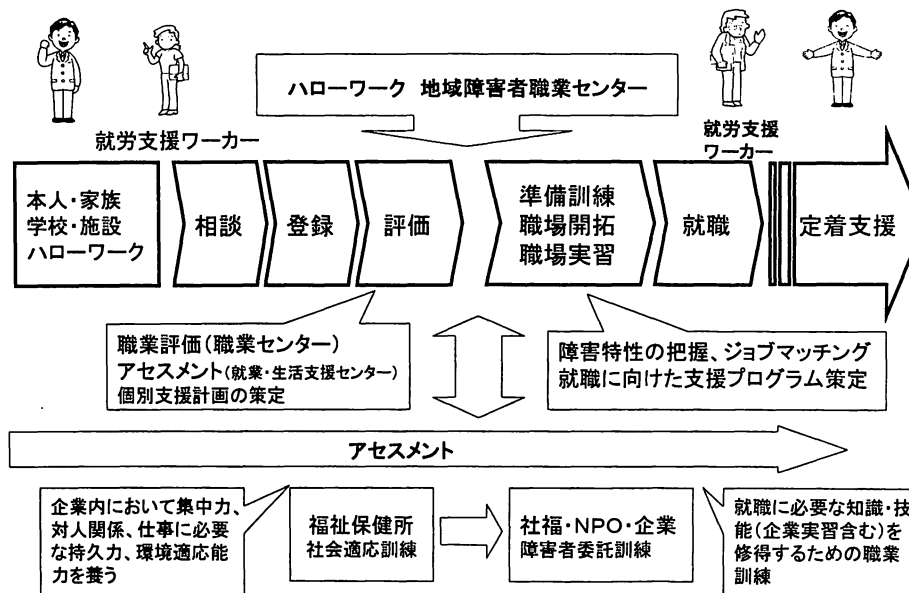
□就労支援機関	
公共職業安定所	5カ所
就業・生活支援センター	3カ所
障害者職業センター	1カ所

※就労サポートセンターミラソル

就業・生活支援センターの機能は

- 地域の社会資源であるという視点を大切に・・・
- 福祉、保健、教育等から労働につなぐ連携の拠点
 - 就労支援ネットワークの構築
- 就業面と生活面の一体的支援
 - 就業生活にかかるケアマネジメント機能
 - インフォーマルな社会資源の開発
- とぎれのない就業支援（再チャレンジの仕組み）
- 就労支援を担う人材育成（ボランティア育成）
 - 関係機関との連携

就業・生活支援センターの業務と関係機関の連携



働くことへのステップへの支援

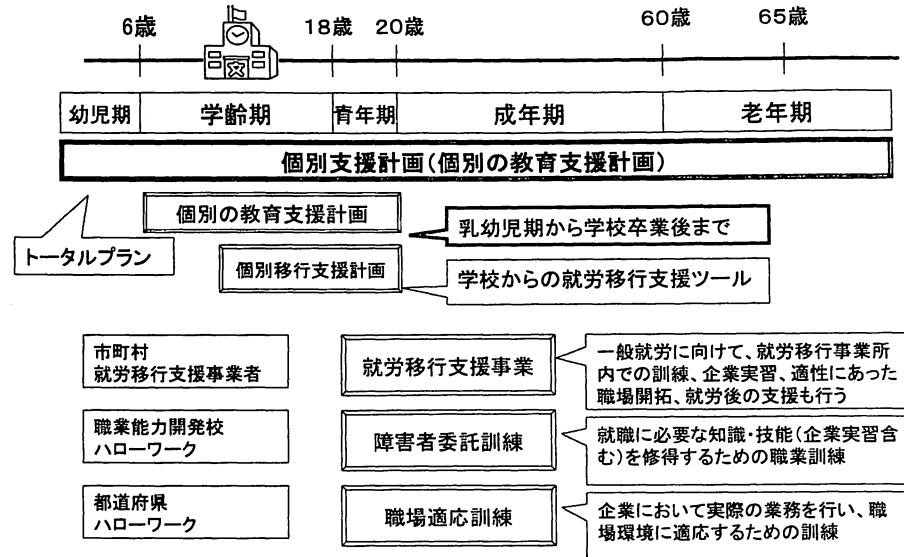
関係者へのつなぎ、調整はしっかりと...情報の共有を

- 相談支援(説明責任と同意)
- (働きたい)思いを聴き取る(アセスメント)
- 到達目標の設定
 - 準備訓練の必要は
 - 職業訓練の必要は
 - 職場実習(企業からの評価)
- 到達目標の設定(修正)
- 職場実習(就労目的、マッチング)
- 仕事の技術と技量のアップ、職域の拡大
- 就労(本人の力量に合わせて企業が判断)
- フォローアップ

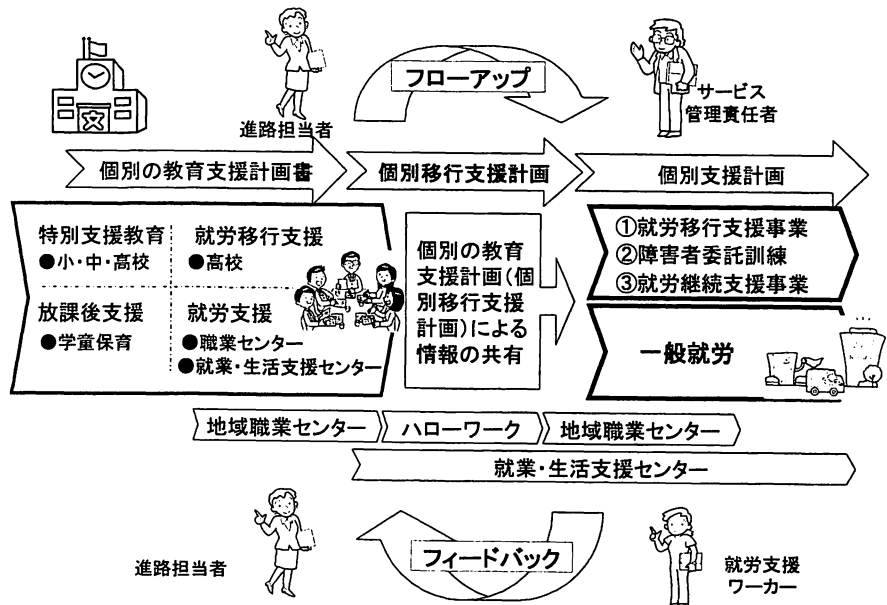
あたらしい環境でのアセスメント
課題の発見
課題の改善



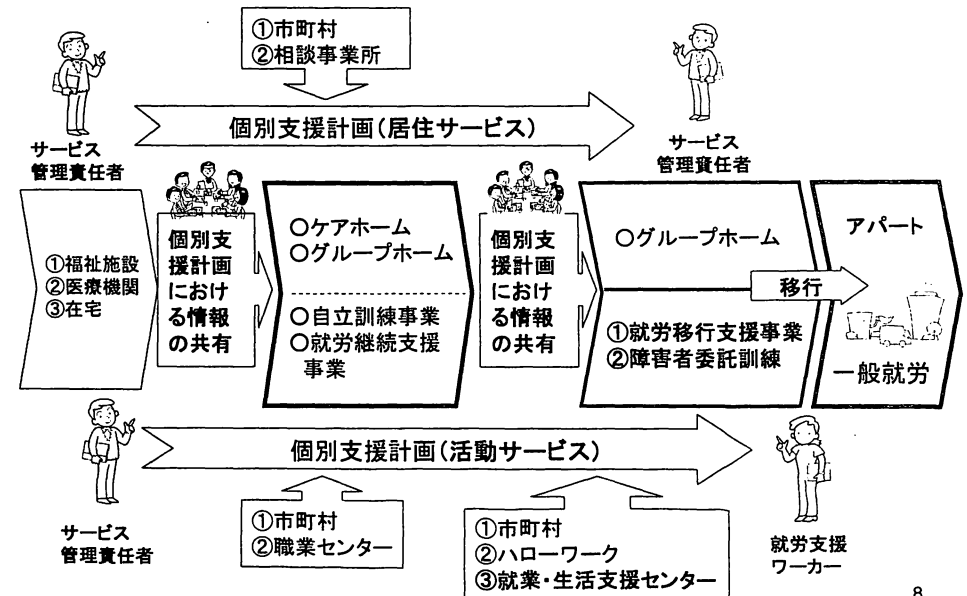
ライフステージにある移行期(就労の視点から)



★学校からの就労移行期の連携



★施設等からの就労移行期の連携のイメージ



横断的、重層的なネットワークへ構築

□ライフステージでのとぎれのない支援ネットワークの構築
「働くこと」が「あたりまえに」なるために

□地方自治体を中心とする広域的なネットワーク
(教育、保健、福祉、労働等が横断的に施策提言)
沖縄県障害者就業支援ネットワーク会議(平成17年から)

■地域の中核的なネットワーク
(教育、施設現場に職業教育・指導内容や方法のフィードバック)
地域障害者雇用連絡会(ハローワーク)
地域自立支援協議会(福祉分野)
特別支援連携協議会(学校)

□主体的にアクセスできる社会資源の構築(セーフティーネット)
①交番(警察)②コンビニ(24時間営業)③交通機関(バス、タクシー)
④市町村(行政サービス)

特別支援教育の可能性と課題

～国際的標準としてのインクルーシブ教育とわが国の方向性～

岡 典子（東京学芸大学 特別支援科学講座 准教授）

はじめに

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の主体的な取組を支援することにより、障害者の自立と社会参加を実現するとともに、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指すわが国の教育改革である（中央教育審議会, 2005）。特殊教育から特別支援教育への転換を実現した直接の出発点は、1997（平成9）年1月に提出された特殊教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議・第一次報告に遡るが、その後、特別支援教育構想は、小泉政権による新自由主義政策の推進を背景としつつ、従来の特殊教育の欠陥の克服と国際的動向への認識という2つの要素において内容を整えてきたといえる。

本報告では、特別支援教育の本質と特徴をより明確に整理するため、現代における教育政策の国際的標準であり、ノーマライゼーションの教育版ともいえるインクルーシブ教育との異同比較を踏まえつつ、特別支援教育の理念、制度、実践、さらにその可能性と課題について述べる。

1. 特殊教育から特別支援教育へ
 - (1) 特殊教育の限界と特別支援教育への展開
 - (2) 特別支援教育の理念と制度
2. インクルーシブ教育の国際的動向と特別支援教育との異同
 - (1) インクルーシブ教育の国際的動向
 - (2) インクルーシブ教育の特徴
3. 特別支援教育の実践
 - (1) 文部科学省によるモデル事業
 - (2) 各自治体の取り組み
4. 特別支援教育の可能性と課題
 - (1) 特殊教育との比較から
 - (2) インクルーシブ教育との比較から

まとめ

【文献】

- 中央教育審議会 (2005) 特別支援教育を推進するための制度の在り方について (答申).
- 柘植雅義編著 (2007) 実践事例に学ぶ特別支援教育体制づくり－23自治体の特色ある取り組みから－. 金子書房.
- 中村満紀男・岡 典子 (2007) インクルーシブ教育の国際的動向と特別支援教育. 教育, 第 57

巻, 75-81, 国土社.

日本特殊教育学会特殊教育システム検討委員会自治体研究班編(2003)「特別支援教育」への転換
—自治体の模索と試み—. クリエイツかもがわ.

当事者の視点から

～リハビリテーションからコミュニケーションへ～

伊藤 知之（浦河べてるの家）

浦河べてるの家とは、北海道の襟裳岬に近い所にある浦河町という人口 15,000 人ほどの小さな町にある、精神をはじめ様々な障害を持つ当事者が集い、事業を興し街づくりを行う拠点である。その理念は、「弱さを絆に」「安心してサポれる会社づくり」「手を動かすより口を動かせ」「三度の飯よりミーティング」など、独特のものである。

なかでも SST (social skills training・生活技能訓練) は、精神科病院で診療報酬として位置づけられるより早い 1992 年から作業所のプログラムとして導入されている。これは、私たちが活動当初より大事にしてきた「商売しよう！」という合言葉に見合ったものであり、べてるで扱っている日高昆布などの販売を「練習しよう！」というキーワードでみんなをまとめるのにふさわしいものであった。

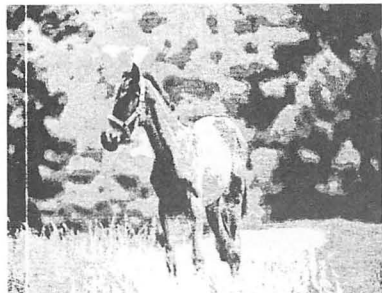
また、最近活発になった活動に「当事者研究」がある。一言で言うと、精神に障害を負うことで奪われた自ら「考える」作業の取り戻しであり、「問題」を「苦勞」に読み替え「外在化」し、苦勞のパターン図や症状・体の反応への対処法を仲間とともに見つけるものがある。これは、「人が問題ではない、問題が問題なのだ」という立ち方・振る舞い方がベースになっている。

精神の当事者の薬の飲み方も、処方される量が浦河では他の地域の 1/5～1/10 であるが、これも活発な当事者活動の支えがあればこそなのである。当事者の組織作り（回復者クラブの活動活性化）から浦河での精神科リハビリテーションは始まったとも言えるのである。これは、「当事者の体験は地域で暮らす人にとってかけがえのない体験である」という回復者クラブの活動理念に基づくものである。

そして、当事者の立場から伝えたいのは、幻聴・妄想は当事者にとっては現実であるので、当事者自身は、「その世界を共有してほしい」「共有できなくても共感してほしい」と考えていることである。幻聴・幻覚などの当事者本人の主観を重視し、当事者自身の自己対処・自己効力感・満足度を高めることでそこで人とのつながりを実感できるのである。

結論であるが、悩み・対処法を 1 人で抱えておかないでみんなの場に出し合うことで当事者の大切な生活情報になるのである。個人情報保護法の施行後から、さまざまな場でメンバー・スタッフの個人情報の開示が過剰なまでにシビアになっているが、情報の共有・データベース化で当事者自身のお互いの苦勞も共有できるのである。

第30回総合リハビリテーション研究大会
当事者の視点から
～リハビリテーションから
コミュニケーションへ～



浦河べてるの家とは……

- 北海道内でも、最も空港から遠く、多くの困難をかかえた過疎地域である浦河で暮らす精神障害をはじめとして様々な障害を体験した当事者と町民有志によってはじめられた「街づくり」の地域活動拠点
- 活動理念は、「地域のために」「社会復帰から社会進出へ」「三度の飯よりミーティング」など
- 「地域のかかえる苦労への参加」と「自分らしい苦労の取り戻し」の手段としてビジネス一起業に挑戦、過疎化が進み事業所の撤退や閉店する店が相次ぐ中で、日高昆布の産直・介護保険事業・出版事業に進出
- 2002年、社会福祉法人設立。当事者が理事長、施設長に就任。
- 2003年6月、大通りに活動拠点「4丁目ぶらぶらざ」開店 地域の商店街との連携。
- 2005年5月、高齢者と障害者を災害から守る交際会議開催
- 2006年9月、全国精神障害者団体連合会全国大会・浦河大会開催。全国から1000人の人達が来町。

社会復帰から「社会進出」へ
作業から「商売」へ
安心してサボれる会社づくり



べてるの理念・援助

- 手を動かすより口を動かす
- 三度の飯よりミーティング
- SST
- 当事者研究

浦河流薬の飲み方

- 浦河では他の地域の1/5～1/10
- 単に処方減らすだけでなく当事者活動の支えがあればこそ！

地域のために

—当事者の組織作り(回復者クラブの活動活性化)から
浦河での精神科リハビリテーションは始まった—

1978年7月回復者クラブどんぐりの会の発足



障害を体験した一人の町民として 自分にできること

- 私たちの体験は、地域に暮らす人たちにとっても有用な人生経験です。
- 私たちは、障害を持つことによって、地域の医療、保健、福祉の課題を知り、それを改善するために行動します。
- 病気や障害を抱えても保護されるばかりではなく、一人の町民として地域に役割を持ち、貢献したいと思います。
- 私は「自分の専門家」です。仲間や専門家の力を活用しながら、自分を助けます。

手を動かすより口を動かす



三度の飯よりミーティング



幻聴・妄想は当事者にとっては
現実なので...

当事者自身は

- ・その世界を共有してほしい
 - ・共有できなくても共感してほしい
- と考えている

主観を重視し、自己対処・自己効力感・
満足を高める
そこで人とのつながりを実感できる

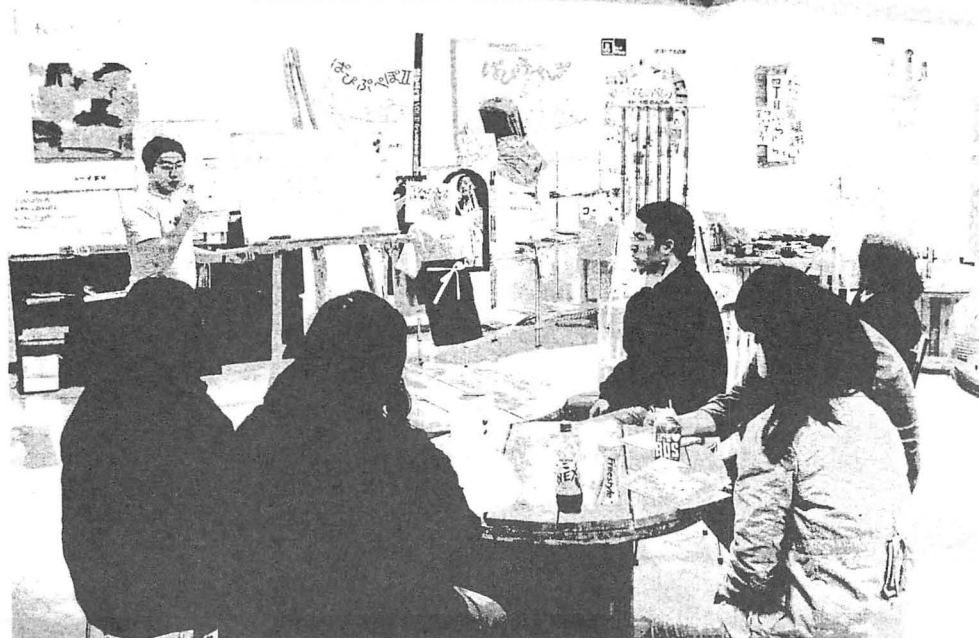
SSTで練習したら なんとかなりました



SST

social skills training-生活技能訓練 1992年
から浦河に導入
昆布の販売などを「練習しよう！」という
アプローチから

当事者研究カフェ



当事者研究

- ・「考える」作業の取り戻し—「ともに」考える
- ・外在化—「人が問題ではない、問題が問題なのだ」という立ち方・振る舞い方
- ・悩み・対処法を1人で抱えておかないで皆の場に出し合うことで当事者の大切な生活情報になる

当事者研究の手順

- 問題と人との切り離し作業
- 自己病名をつける
- 苦労のパターン・プロセス・構造の解明
- 自分の助け方や守り方の具体的な方法を考え、場面を作って練習
- 結果の検証

・べてるまつり
年に1回の町ぐるみのイベント

- 当事者研究全国交流会・幻覚妄想大会
幻覚・妄想・生き方のパターン・対処法を全国
の来客者の方とシェアする



べてるまつりの会場の模様
今年は400人近くの方が
いらっしゃいました。

第30回総合リハビリテーション研究大会実行委員一覧

山内 繁	早稲田大学人間科学学術院 特任教授 (実行委員長)
石渡 和実	東洋英和女学院大学人間科学学部 教授
井上 剛伸	国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部 部長
大川 弥生	国立長寿医療センター研究所生活機能賦活研究部 部長
工藤 正	東海学園大学経営学部 教授
岡 典子	東京学芸大学特別支援科学講座 准教授
佐藤 伸司	独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構 栃木障害者職業センター 所長
鶴見 隆彦	国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部福祉機器開発室長
長島 緑	つくば国際短期大学人間福祉専攻人間生活学科・看護学科 講師
渡邊 一郎	足立区中部福祉事務所 高齢援護担当係長
鶴見 隆彦	日本作業療法士協会 常務理事
寺島 彰	浦和大学総合福祉学部 教授
長島 緑	つくば国際大学医療保健学部看護学科 准教授
半田 一登	日本理学療法士協会 会長
藤井 克徳	日本障害者協議会 常務理事
松井 亮輔	法政大学現代福祉学部 教授
八藤後 猛	日本大学理工学部建築学科 専任講師

第30回総合リハビリテーション研究大会 抄録集

発行 2007年10月19日

編集 第30回総合リハビリテーション研究大会事務局

発行者 第30回総合リハビリテーション研究大会実行委員会

財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

TEL: 03-5273-0601

FAX: 03-5273-1523

印刷 (福) 東京コロニー コロニー印刷

独立行政法人福祉医療機構(高齢者・障害者福祉基金)助成事業